

著作物利用許諾契約書

(以下「甲」という)と有限会社オレンジ近畿(以下「乙」という)とは名刺のデザイン版下(以下「本著作物」という)の利用許諾に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条(利用許諾)

甲は乙に対し、本著作物につき利用を許諾する。

第2条(独占的許諾)

前条の許諾は、独占的なものとし、甲は、乙以外の第三者に対し、複製、頒布の形態で本著作物を利用することを許諾してはならない。

第3条(著作者人格権)

乙が本著作物の内容・表現またはその題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。

第4条(保証)

1. 甲は乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証する。
2. 万一本著作物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、弁護士費用を含めて、甲の責任と負担においてこれを処理し、乙には一切迷惑、損害をかけないものとする。

第5条(対価)

1. 乙は甲に対し、本著作物の利用許諾、その他本契約に基づく一切の対価として、乙の顧客からの新規発注1件に対し108円の著作料を乙は甲に支払う。
2. 前項の代金は、毎月末に締め切り、翌々月末に別途甲が指定する口座に振込支払うものとする(振込手数料は甲の負担とする)。なお、甲が支払先を変更する場合は、遅滞なく乙に通知するものとする。

第6条(解除)

1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1)重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2)支払停止、支払不能又は債務超過に陥ったとき
 - (3)強制執行、仮差押、仮処分、租税滞納処分又は競売を受けたとき
 - (4)手形又は小切手が不渡りになったとき
 - (5)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立があったとき
 - (6)監督官庁から営業の不許可、登録の取消し又は停止処分を受けたとき
 - (7)事業の廃止、変更、解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (8)その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
2. 甲又は乙は、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲又は乙は、前各項により相手方より本契約の全部又は一部が解除された場合は、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき、当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済

しなければならない。

第7条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害が生じた場合、または本契約に違反した場合には、相手方に対して一切の責任を追及することができる。

第8条（権利義務譲渡等の禁止）

甲及び乙は、本契約上の地位並びに本契約から生じる権利および義務を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に譲渡してはならず、または担保に供してはならない。

第9条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、吹田簡易裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第10条（協議）

本契約に定めのない事項につき疑義を生じたときは、甲乙双方が信義誠実の原則に基づいて、別途協議の上、円満解決を図るものとする。

第11条（契約の適用）

本契約は、本契約有効期間中、本件業務に関し、甲乙間に締結される一切の個別契約に適用することとする。但し、個別契約で特別の規定をしたときは、その規定に従うこととする。

第12条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とする。但し、契約期間満了の1ヶ月前までに、一方当事者より別段の書面による意思表示がなされない場合で、かつ、甲乙間で取引が継続している場合は、新たな期間を1年間として自動更新されるものとし、以後も同様とする。
2. 本契約の有効期間が終了した場合でも、終了前に締結された個別契約については、該当する個別契約の有効期間中、本契約が適用されるものとする。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成_____年_____月_____日

甲



乙

大阪府吹田市元町19-15
有限会社オレンジ近畿
代表取締役 松澤真澄

